

発議第 5 号

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成27年 6 月 15 日提出

提出者 松伏町議会議員 高 橋 昭 男

賛成者 松伏町議会議員 鈴 木 勝

賛成者 松伏町議会議員 佐々木 ひろ子

賛成者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一

賛成者 松伏町議会議員 福 井 和 義

賛成者 松伏町議会議員 荘 子 敏 一

松伏町議会議長 山 崎 善 弘 様

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

全国の地方自治体では、重度心身障害者、子ども、母子家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう医療費の自己負担を補助する地方単独の医療費助成を実施している。

平成26年度においても、70程度の地方自治体が、乳幼児医療費助成制度の対象年齢の拡大を図るため、地方創生に係る交付金を活用し、補正予算を計上したと聞いている。

国では、このような地方自治体による医療費助成の取組に対して、現物給付により、助成を実施している場合には、被保険者の医療機関への受診等が増える傾向にあり、これに伴い医療費が増加する「波及増」があるとして、国庫の公平な配分という観点から国保の療養給付費等負担金や普通調整交付金について一定の割合で減額調整措置を実施している。

このことは、地方自治体による障がい者等の社会的に弱い立場にある人への支援や子育て環境づくりの取組を阻害するものであることから、減額調整措置を実施しないようにするとともに、少子高齢化が進行する中、子育て支援・地方創生・地域包括ケアなどの幅広い観点から、障がい者や子ども等に係る医療の支援の有り方を早急に見直すように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 6 月 15 日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様
財務大臣 麻生太郎様
総務大臣 高市早苗様